

商品概要説明書

だるま定期貯金 2020（単利型）

（2020年12月1日現在）

商 品 名	・ スーパー定期貯金（単利型） （だるま定期貯金 2020）
ご利用いただける方	・ J A 個人ネットバンクからの個人の新規お預入
期 間	・ 定型方式 1 年、2 年 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ 10 万円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
特典内容	・ 新規でご契約いただいた方に、福だるまを進呈いたします。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ 預入期間 2 年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）1 か月もの、3 か月もの、6 か月もの、1 年もの、2 年ものの定型方式および 1 か月超 3 年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50% ③ 預入期間が 1 年以上 3 年未満の場合 約定利率×70% ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0265-72-6134）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 上伊那

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（2020年12月1日現在）

商品名	・スーパー定期貯金（複利型） （だるま定期貯金2020）
ご利用いただける方	・JA個人ネットバンクからの個人の新規お預入
期 間	・定型方式 3年、4年、5年、7年 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	・一括預入 ・10万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・10万円以上の残高の場合は一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税 金 （5） 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
特典内容	・新規でご契約いただいた方に福だるまを進呈いたします。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （1）3年ものの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90% （2）4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×40% ⑤ 預入期間が3年以上5年未満の場合 約定利率×80% （3）5年ものの定型方式および5年超7年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20%

	④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30% ⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×40% ⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×60% ⑦ 預入期間が5年以上7年未満の場合 約定利率×80% (4) 7年ものの定型方式および7年超10年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×30% ⑤ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×50% ⑥ 預入期間が5年以上6年未満の場合 約定利率×60% ⑦ 預入期間が6年以上8年未満の場合 約定利率×70% ⑧ 預入期間が8年以上10年未満の場合 約定利率×80%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0265-72-6134）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA上伊那